

No.18 えり巻の明確化について

【提案趣旨】

スカーフを身につける議員や傍聴者もいることから、規則で着用が禁止されている「えり巻」の概念を明確にし、規則が不要な場合は廃止してはどうか。
併せて、ポロシャツの着用等、服装全般について基準を明確にしてはどうか。

【関係規定】

会議規則第141条

議員は、議会の秩序及び品位を重んじなければならない。

会議規則第142条

議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長又は委員長の許可を得たときは、この限りでない。

傍聴規則第13条

傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(5)～(7) 略

委員会傍聴規則第7条

傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。

(5)～(10) 略